

## 2022年度 第2次募集開始分ワーキング参加者募集要項

### 1 目的

本ワーキングは、横浜市と民間事業者等が、横浜市において多様化・複雑化する行政や地域の課題を、民間事業者等の持つデジタル技術や知見を積極的に活用しながら解決し、公共サービスにおける市民・事業者の利便性の向上や行政運営の効率化に寄与する業務の改善及びサービス創出を目指すために、テーマとなる行政課題の整理及び解決策の検討等をおこなうものです。

### 2 ワーキングについて

テーマを所管する担当課の職員（以下、「テーマ所管課」という。）と、テーマに関連するデジタル技術やアイデアを持つ民間事業者等が、互いに理解・尊重し、対等な関係のもとにテーマとなる行政や地域の課題について検討します。

ワーキング運営、ファシリテートは、横浜市デジタル統括本部及び横浜市が「YOKOHAMA Hack!」の運営を委託する事業者（以下、2者を総称して「事務局」という。）が実施します。

### 3 対象テーマ

テーマ① 河川等の土砂堆積量の把握と分析（テーマ所管課 道路局 河川部 河川企画課）

テーマ② みなとみらい21地区等イベント終了時の人流の分散による回遊性向上

（テーマ所管課 文化観光局 観光 MICE 振興部 MICE 振興課）

### 4 ワーキング実施時期

2022年10月27日から12月末日まで

### 5 参加対象者となる民間事業者等

課題解決に対する主体的に取り組む意欲があり、提案する技術やアイデアのある方であれば歓迎ですが、次の条件を満たすことを条件とさせていただきます。

- ・ワーキングに積極的に参加できる民間企業、NPO 団体、学校その他の法人及び個人事業主。
- ・ワーキング実施期間終了後までに本テーマの解決に資する製品・サービスのアイデアが具体化していること。
- ・申込時に記載した内容等に関して、速やかに事務局による問い合わせ等に対応できること。

### 6 参加申込方法

後述の「11 ワーキング参加規約」に同意いただいた上で、次の方法でお申込みください。

(1) 提出物：応募フォームへの入力及び必要に応じ参考資料の添付

※提出書類の返却は致しませんので、ご了承ください。

(2) 申込み期限：2022年10月24日(月)17時

(3) 申込み方法：「YOKOHAMA Hack!」のウェブサイト内「ニーズリスト」から申込み

## 7 ワーキングでの実施事項

- (1) 解決策の検討
- (2) 実証事業の実施手法の検討
- (3) その他上記に関わる事項

## 8 費用負担について

ワーキング参加に要する費用は、原則、参加者様にご負担いただきます。

## 9 ワーキング実施方法

### 初回ワーキング

#### テーマ説明会

テーマ所管課からテーマについてより詳しくご説明し、ご参加いただいた方からの質疑応答や意見交換を行います。

#### テーマ①「河川等の土砂堆積量の把握と分析」

日時：2022年10月27日（木）10:00~12:00

#### テーマ②「みなとみらい21地区等イベント終了時の人流の分散による回遊性向上」

日時：2022年10月27日（木）13:00~15:00

手法：対面

会場：YOXO BOX（横浜市中区尾上町1丁目6）

### 2回目以降のワーキング(ピッチ形式)

初回の実施後、改めて2回目以降のワーキングへの参加希望についてお伺いします。2回目以降は、課題解決の方向性を示す提案や、課題の本質を明らかにする議論にご参加いただける民間事業者等を募集し、ピッチ形式（※）で実施いたします。ピッチの実施後は、必要に応じて個別にヒアリングをさせていただきます。

ピッチ期間：2022年11月中旬から11月末まで（予定）

ヒアリング期間：2022年12月中（予定）

※ ピッチ形式とは、ワーキングへご応募いただいた民間事業者等の皆さまに、課題解決に向けたアイデアやデジタル技術の活用方法等を、所管課やデジタル・デザイン室に対し、個別にプレゼンテーションしていただく形式です。

## 10 ワーキング実施後について

ワーキングの結果を踏まえ、横浜市において実証実験を行う場合、実証実験募集等は改めて行います。なお、実証実験募集には、ワーキングに参加していない事業者等も応募できます。

## 11 ワーキング参加規約

次の事項を理解、同意し、ワーキングへの参加をお申込みください。

### (1) 参加及びワーキング実施結果の取扱い

- ア ワーキングへの参加実績は、当該テーマに関する事業者選定等における評価に加味しません。
- イ ワーキング内容は、課題解決のための実証実験の検討等において参考とさせていただきます。ただし、テーマ所管課とワーキング参加者双方の発言は、あくまでも対話時点での想定のものとし、今後について何ら約束するものではありません。
- ウ ワーキング実施にあたり、テーマ所管課及びワーキング参加者が提供した情報に係る著作権、商標権その他の知的財産権、肖像権、その他の一切の権利は、正当な権利者に帰属します。
- エ ワーキング参加者は、ワーキング実施時に提示した情報について、機密である旨を示されて開示した場合を除き、テーマ所管課および事務局が行政課題解決の目的の範囲内で使用、複製、転載、転送等を行うことに同意するものとします。
- オ ワーキング参加者は、参加者とテーマ所管課間、及び参加者同士の間で情報共有において、相手から機密である旨を示されて開示された情報、ワーキング実施で知り得た機密情報及び個人情報、ワーキング実施中だけでなく終了後も機密として保持し、第三者に開示又は漏洩しないものとします。

### (2) 参加に要する費用及び説明資料の提出

- ア 参加に要する費用は、ワーキング参加者の負担とします。
- イ ワーキング実施において、ワーキング参加者が、説明や情報の開示、資料作成等の業務を強制されることはありません。

### (3) ワーキング実施への協力及び、参加の中止

- ア ワーキング参加者は、目的に賛同し、積極的にワーキングに参加してください。
- イ ワーキング参加者は、ワーキング実施の経過を踏まえ、自らのデジタル技術またはサービス等が適合しないと判断した場合、事務局に申し出て、ワーキングへの参加を途中で中止することができます。
- ウ 必要に応じてワーキング実施期間終了後に追加のヒアリングや、文書照会やアンケート等を行う場合があるため、ワーキング参加者は可能な範囲で協力してください。

### (4) 実施結果の公表

- ア ワーキングの実施結果については、ワーキング参加者名称等の概要を公式サイトおよび市ホームページで公表します。
- イ ワーキング参加者は、自身の名称、事業ノウハウにかかる内容の非公表を申し出ることができます。ただし、「横浜市の有する情報の公開に関する条例」等に基づき、公開の対象になることがあります。

#### (5) 参加除外条件

事務局は、ワーキング参加者の参加がワーキングへの適切な運営に支障が生じると認められたとき、当該ワーキング参加者のワーキングへの参加を中止することができるものとします。

#### 12 個人情報の取扱い

事務局は、個人情報の収集・利用及びその管理について、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づき、適切に取り扱います。横浜市は、ワーキングへの実施のために申込者の個人情報を利用します。

#### 13 お問い合わせ先

YOKOHAMA Hack! 事務局

( 令和4年度運営支援受託者：関内イノベーションイニシアティブ株式会社 内)

メール：[info-yhack@massmass.jp](mailto:info-yhack@massmass.jp)